

砥波剣友会会則

平成15年4月1日

第一章 総則

(名 称)

第1条 本会は、砺波剣友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、剣道精神の涵養、技術の練磨をはかり剣道の振興普及に努め、会員相互の親睦を図り、社会人としてより一層の向上を目指し研鑽することを目的とする。

第二章 事業

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種剣道大会
2. 昇級審査会
3. 合同練習および講習会
4. 功労者の表彰および弔祭
5. 本会の目的達成に必要なその他の事業

第三章 加盟団体

(会 員)

第4条 本会は、砺波地区に在住または、勤務する社会人で、本会の趣旨に賛同するものによって組織し、本会への加盟は各市町単位とする。

(加入・脱退)

第5条 加盟団体の加入及び脱退には、評議員会の承認を要する。

第四章 役員および会議

(役 員)

第6条 本会には、つぎの役員をおくものとする。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
理事	若干名
監事	2名
評議員	若干名

(選任および任務)

第7条 会長は、評議員会において推挙する。

会長は、本会を代表し会務を統括する。

第8条 副会長は、会長が評議員会に諮って委嘱する。
副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事長・副理事長は、理事の互選とし会長がこれを委嘱する。
理事長は、会長の命を受け会務の処理にあたる。

第10条 理事は、各加盟団体より選出された若干名、および、会長が委嘱した
若干名よりなる。
理事は、理事会を構成して会務を審議し、かつ、その実施にあたる
とともに、緊急事項を議決する。

第11条 監事は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。
監事は、他の役員を兼ねることはできない。
監事は、本会の事業の執行状況および会計を監査する。

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその任務を行わなけれ
ばならない。

(評議員)

第13条 本会に評議員をおく。
評議員は、各加盟団体より選出する若干名とする。

第14条 評議員は、加盟団体を代表して評議員会に出席し、その議決にあたる

第15条 評議員の任期は、第12条を準用する。

(会 議)

第16条 評議員会は、会長、副会長および評議員をもって構成し、会長が議長
となる。

第17条 評議員会は、定例会と臨時会とし、会長がこれを招集する。
定例会は、毎年1回春期に開催する。
臨時会は、理事会が必要と認めた場合、または加盟団体の3分の1
以上から会議の目的事項を示して請求があった場合、30日以内に
開催しなければならない。

第18条 評議員会において、下記の事項を議決する。
1. 規約の改廃
2. 予算および決算
3. 事業報告および事業計画
4. 役員の選出および承認
5. 本会の目的達成に必要なその他の事項

第19条 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席によって成立する。
会議の議事は出席評議員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長が決するところに従う。

第20条 評議員は、書面をもって議決権を委任した場合は、出席と認める。

第21条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が随時これを招集し、その議長となる。

第22条 理事会は、本連盟の会務を審議し、その実施にあたるとともに緊急事項の議決にあたる。

第23条 理事会の成立および議決に関しては、第19条を準用する。
この場合、代理人の出席ないし委任は認めない。
会長、副会長、監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第五章 名誉会長、顧問、相談役および参与

第24条 本会に、名誉会長、顧問、相談役および参与をおくことができる。
名誉会長、顧問、相談役および参与は、会長が理事会に諮ってこれを委嘱し必要に応じ重要会務に就き会長の諮問にこたえる。
顧問、相談役および参与の任期に関しては、第12条を準用する。
名誉会長の任期は、終身とする。

第25条 名誉会長、顧問および相談役は、理事会および評議員会に、参与は評議員会に出席して意見を述べることができる。

第六章 会計

(会 計)

第26条 本会の経費は次にあげるものをもってこれに当てる。

1. 会員会費
2. 大会参加費
3. 寄付金および補助金
4. その他の収入

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条 本会に、会則・会員名簿・会計簿、その他必要な帳簿を備えるものとする。

第七章 事務局

第29条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
事務局には、事務局長および局員を置く。
事務局長は、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

事務局長および事務局員は、理事長の命を受けて事務処理にあたり、本連盟の各種会議に出席し意見を述べることができる。

第30条 前条の職員には、手当てを支給することができる。

第31条 本会事務局は、事務局長宅におく。

第八章 会則の変更および解散

第32条 この会則は、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第33条 本会は、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決を経なければ解散することができない。

附 則

本会則は、平成15年4月1日より施行する。